天理市後期高齢者医療保険料納付方法変更の手続に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）第23条第３号の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納付方法の変更に関する手続を定めるものとする。

（承認基準）

第２条　政令第23条第３号に規定する市町村が認める者は、口座振替の方法により保険料を納付する申出をした者のこれまでの保険料（国民健康保険料を含む。）の納付状況等を総合的に判断し、納付方法変更後の保険料の徴収を円滑に行うことができると認めた者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

（１）保険料（国民健康保険料を含む。）を滞納している者で、その納付の督促等に応じない者。ただし、特別な事情（奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第39条に規定する保険料の減免の対象となる事情をいう。）がある者を除く。

（２）保険料（国民健康保険料を含む。）の滞納が見込まれる者

（３）前２号に掲げる者のほか、市長が別に定める者

（納付方法の変更に係る申出・審査）

第３条　後期高齢者医療保険被保険者（以下「被保険者」という。）が、特別徴収から普通徴収（口座振替）に納付方法を変更しようとするときは、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書兼承諾書（特別徴収から普通徴収）（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項に規定する申出がなされたときは、速やかに担当課にて審査を行うものとする。

３　前項による審査は、第２条の規定に基づいて行われるものとする。

　（承認及び不承認通知）

第４条　市長は、前条において行った審査により口座振替への納付方法の変更を認める場合、後期高齢者医療保険料納付方法変更承認通知書（様式第２号）により、被保険者等に速やかに通知するものとする。

２　市長は、前条において行った審査により口座振替への納付方法の変更を認めない場合は、後期高齢者医療保険料納付方法変更不承認通知書（様式第３号）により被保険者等に速やかに通知するものとする。

（納付方法の変更に係る申出の撤回）

第５条　前条第１項の規定により口座振替の方法による保険料の納付を認められた者が、その申出を撤回して特別徴収の方法により保険料を納付するときは、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書（普通徴収から特別徴収）（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（職権による特別徴収への変更）

第６条　市長は、第４条第１項の規定により、口座振替の方法による保険料の納付を認められた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、後期高齢者医療保険料特別徴収実施決定通知書（様式第５号）により通知し、職権により保険料の納付方法を口座振替から特別徴収による方法に変更するものとする。

（１）過年度保険料に滞納がある場合

（２）保険料の口座振替が不能となった後、督促状が発送されるまで未納となった場合。ただし、特別徴収開始までの期間を除く。

（３）本人の都合により、届け出なく引き落とし口座が解約等された場合

（４）前３号に定めるもののほか、市長が別に定めるとき

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年１月１日から施行する。